

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カーボヴェル デ	気候変動による自然災害対処能力向上計画のため の贈与に関する日本国政府とカーボヴェルデ 共和国政府との間の交換公文	気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 H22.3.31まで	H22.3.19 ブライア で (同日)	日本側 齊藤隆志在カーボ ヴェルデ大使 ジョゼ ・フリト外務大臣	H22.4.9 196号
カーボヴェル デ	食糧援助に関する日本国政府と カーボヴェルデ共和国政府との 間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	340,000千円 H23.3.31まで	H22.3.19 ブライア で (同日)	日本側 齊藤隆志在カーボ ヴェルデ大使 ジョゼ ・フリト外務大臣	H22.4.9 197号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。